

霞ヶ浦高等学校附属中学校いじめ防止基本方針

安全で安心できる学校づくりを目指して

1 いじめについての基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より」】

(2) いじめに関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる虞がある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止等の対策は、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめ防止等のための対策を講じる。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはいけない。

(4) 本校の取組目標

- ・未然防止への取組
- ・早期発見への取組
- ・早期解決・再発防止への取組
- ・関係機関との連携
- ・教職員研修の充実

2 いじめの未然防止

(1) 教師の基本姿勢

生徒達や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒達と場を共にすることが必要である。その中で生徒達の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが重要である。また、教師自身の言動にも細心の注意を払う必要がある。

(2) 教育環境作り

主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所」作りが大切である。生徒にとって、教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。

① 学級経営の充実

- ・生徒達に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒の一人一人の良さが発揮され、互いに認め合う学級作りと人間関係、「絆」の構築を目指す。
- ・自発的、自治的活動を保障し、規律と活気溢れる学級作りを進める。
- ・学級のルールや規範がきちんと守れる指導と、いじめの大半を占める人権意識に欠けた言葉遣いによるいじめをなくす指導を継続的に行う。
- ・教師、担任として自分を見つめ直すチェックシートの活用。(別紙)

② 授業中における指導の充実

学校生活の安定と充実によっていじめは起こりにくくなる。その中心となる授業が楽しく分かる魅力的なものになるよう努める。また授業において、他者とのかかわる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間作りが大切である。

③ 学校行事

生徒達が挑戦できることで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し実施する。

④ 道徳教育

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業で「いじめ」を題材として取り上げることで、他人への思いやりの心や人権意識の高揚を図り、“いじめはしない許さない”という強い気持ちを育てる。

⑤ 生徒会活動

生徒達が自分たちの問題として、いじめ予防と解決に取り組めるように生徒会活動を進める。

⑥ 教職員の協力協働体制作り

校務分掌が有効に機能し、教職員が共通理解のもと、様々な問題に対応できる体制を構築すると共に、生徒と向き合い、心の通い合う学級作りを推進する。

⑦ 保護者との信頼関係

いじめる側の生徒の中には、保護者から十分に愛情を注がれていない子もいることを念頭に置き、教職員は、保護者との信頼関係づくりに努め、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補いながらいじめ防止に取り組む。

3 いじめの早期発見

いじめに対しては、早期発見、早期解決に努めることが最重要である。早期発見のためには、日常、教職員と生徒の信頼関係を構築しておく必要がある。いじめは、教職員や大人の気づきにくい所で行われ、潜在しやすいことを認識し、生徒の小さな変化に気づくことが大切であり、保護者や教職員間で情報を共有することに努める必要がある。

特に、新学期を迎える際には、教員間で情報等の引き継ぎを綿密に行うことが、いじめの早期発見には欠かせないものとなる。

(1) サインに気づく

いじめのサインは、いじめの被害者側からも加害者側からも出ている。

(2) 早期発見の手立て

① 観察

授業中だけでなく、休み時間等、いろいろな機会に生徒の様子に注意を払う。

② 情報収集

教育相談，家庭連絡や面談，学級日誌等を通して生徒の情報収集に努める。教室と職員室間の経路を変えたり，生徒のトイレを利用したり，校内巡回を行ったりして発見に努める。

③ アンケート調査

アンケート調査を学級全体で計画的に行う。特に，生徒の人間関係に変化が訪れる時期に実施すると有効である。（あくまで発見の手立てとして行う）

(3) 相談しやすい環境作り

① 本人からの訴え

心身の安全を保証することに細心の注意を払う。一時的に危険を回避できる場所を提供し，本人の心のケアに努め，事実関係や気持ちを傾聴する。

② 周囲の生徒からの訴え

勇気ある行動を称え，他の生徒達から目の届かない場所，時間を確保し，訴えを真摯に受け止める。

③ 保護者からの訴え

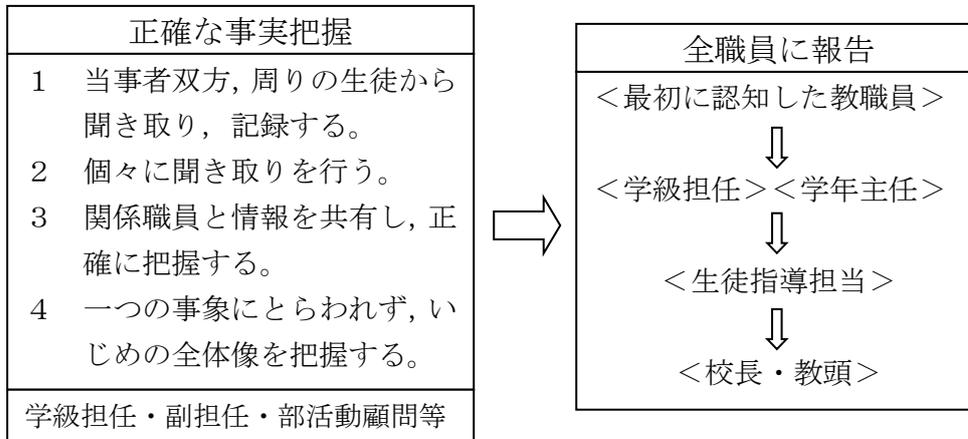
日頃から保護者との信頼関係を築くことが大事で，保護者の気持ちを十分に理解して接することがたいせつである。

4 いじめの対応と解決

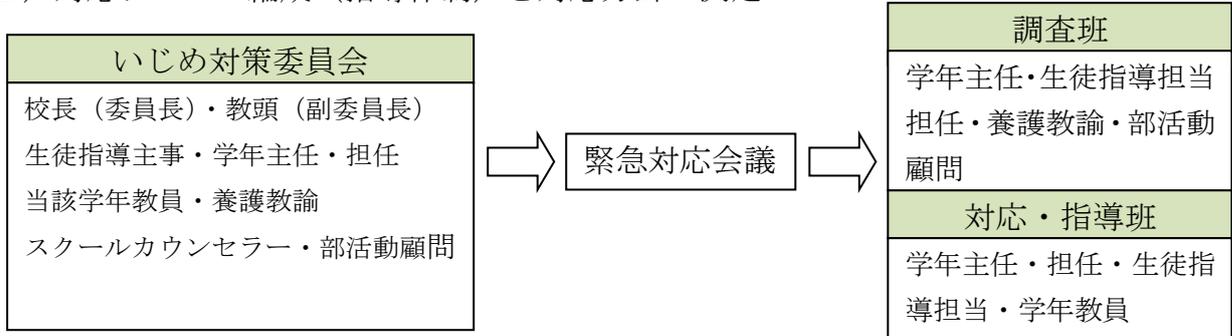
いじめを発見あるいはその疑いがあるときは，問題を軽視することなく，早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に考え，学級担任一人で抱え込まず，全職員に周知し，組織的に迅速に対応する必要がある。また，保護者に正確な事実を説明し，誠意ある態度で接し，ともに解決に向けた協力体制と信頼関係を確立し，再発防止に努めることが大切である。

対応の基本的な流れと措置

(1) いじめ情報のキャッチ



(2) 対応チームの編成（指導体制）と対応方針の決定



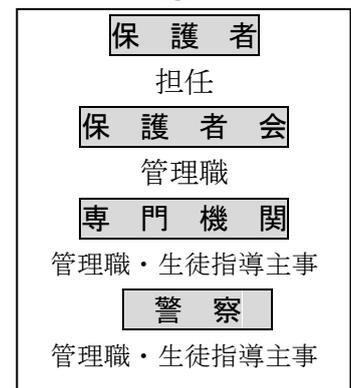
① 情報の整理（別紙）

把握した事実（いじめの様態，被害者・加害者・周囲の生徒の状況，いじめの発端等）を確認し，整理する。

連 相 報
絡 談 告

② 緊急度の確認<深刻度レベル1～5>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 一対一の比較的軽度な言葉によるからかいや無視。 2 数名の軽度な言葉によるいじめ，仲間外れや無視。 3 レベル2が継続的する。ける，叩く，足をかける，物隠し等，精神的苦痛を伴う実害がある。 4 長期間の集団無視，強要，ぬれぎぬ，服を脱がせる等，重度の実害発生。不登校，転校を検討している。 5 万引き強要，怪我を伴う暴力，恐喝，窃盗，強姦，または，PTSDと診断される自傷行為，死をかたる。
※PTSDとは，外傷的出来事による精神的な後遺症。 |
|---|



(3) 職員朝会・職員会議による周知

事象内容・指導方針・役割分担等を全教職員に説明し，共通理解を図る。

(4) 具体的な指導・支援

① 被害者への対応

《基本的な姿勢》

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子供の味方になる。
- ・子供の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

《支 援》

- ・学校は、いじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導について伝える。
 - ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良いところを認め、励ます。
 - ・いじめている側の生徒との今後の付き合い方等、行動の取り方を具体的に指導する。
 - ・今後も経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教員の連絡先を教えておく。
- ※「君にも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

《経過観察》

- ・面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業や学級活動等の中で、活動の場や友人との関係づくりを支援する。

② 加害者への対応

《基本的な姿勢》

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした態度で指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、今後どうしていくのかを内省させる。

《指 導》

- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは絶対に許されないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満や本人の満たされない気持ちをじっくりと聴く。

《経過観察》

- ・面談等を通して、交流を続けながら変化・成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラス行動に向かわせ、良さを認めていく。

③ 観衆・傍観者への対応

《基本的な姿勢》

- ・いじめを、学級や学年等、集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめ問題に、教師が生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。

《指 導》

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観者も、問題の関係者であるという事実を受け止めさせる。
- ・被害者が、観衆や傍観者をどのように見て感じていたかを考えさせる。

- ・今後の行動の取り方を考えさせる。
- ・いじめ発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣い等について振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

《経過観察》

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・状況が落ち着いてきても、注意を怠らず継続的に指導していく。

④ いじめられている生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問をし、把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応と方針を具体的に示す。
- ・対応経過を細かに伝えると共に、子供の様子について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が分かるまでは、相手の保護者への連絡を避けてもらう。
- ・状況が落ち着いてきても、継続的に観察していく方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・保護者が納得するまで対応に当たる。

⑤ いじめている生徒の保護者との連携

- ・事情聴取後、生徒を送りながら家庭訪問をし、事実を経過とともに伝え、その場で子供に事実の確認をする。
- ・相手の子供の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導経過と子供の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にもいじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて、事実確認と学校の指導方針、教師の子供を思う信念を示し、理解を求める。

5 重大事態への対応

重大事態とは以下の場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第 28 条)
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第 28 条)
- ・本校の定める「緊急度の確認」の深刻度レベル 4 以上。

上記事項に該当するいじめが発生したと認められた場合には、「いじめ対策委員会」に法人弁護士を加え、事実関係を調査すると共に、私学振興室をとおして知事へ報告する。

また、調査・対応の結果についても同様に私学振興室をとおして知事へ報告する。
さらに、知事が再調査の必要を認めた場合には、指示に従って再調査を行う。

6 いじめ電話相談（関係機関一覧）

子どもホットライン	0 2 9 - 2 2 1 - 8 1 8 1
教育子育て電話相談	0 2 9 - 2 2 5 - 7 8 3 0
いばらきこころのホットライン（精神保健福祉センター）	0 2 9 - 2 4 4 - 0 5 5 6
茨城いのちの電話	029-855-1000, -350-1000
少年サポートセンター（茨城県警本部：少年相談コーナー）	0 2 9 - 8 4 7 - 0 9 1 9
生徒指導相談室	0 2 9 - 8 2 3 - 6 7 7 0
人権相談所（法務局）	0 2 9 - 8 2 1 - 0 7 9 2
児童相談所	0 2 9 - 8 2 1 - 4 5 9 5